

茨城県報 号外(2)

昭和48年6月25日

月曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目次

公 告

●調理士試験の実施(環境衛生課)	1
●都市計画図書の縦覧(2件)(都市計画課)	3
●開発行為の工事完了(〃)	3

正 誤

●昭和48年4月1日付茨城県報号外(2)及び昭和48年4月1日付茨城県報号外(1)中	4
--	---

公 告

●調 理 師 試 験

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理師試験を、次のとおり実施するので、茨城県調理師法施行細則(昭和37年茨城県規則第24号)第2条第1項の規定に基づき公示する。

昭和48年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 受験願書の受付期間及び場所

(1) 受付期間は、昭和48年8月1日(水曜日)から昭和48年8月3日(金曜日)までの毎日午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 受付場所は、水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県衛生部環境衛生課とする。

受付願書及び関係書類は、本人又は代理人が必ず持参することとし、郵送は認めない。

2 受 験 資 格

(1) 学 歴

次に掲げる一に該当する者とする。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条(高等学校の入学資格)に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終った者又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に定めるところによりこれらの者と同等以上の学歴があると認められる者

(2) 職 歴

2 (第三種郵便物認可) 茨 城 県 報 号外(2) 昭和48年6月25日(月曜日)

- (1)の学歴を有する者で、次に掲げる施設又は営業で2年以上調理の業務に従事した者
- ア 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第1号に規定する飲食店営業、第2号に規定する喫茶店営業、第11号に規定する魚貝類販売業又は第28号に規定するそうざい製造業

3 試験の日時及び試験場

日	時	試 験 場	備 考
昭和48年8月24日 (金 曜 日)	試 験 時 間 午後1時～午後3時	水戸市元吉田484番地 水 城 高 等 学 校	受験者は、左のうちから希望する試験場を1か所選定し受験願書の受験希望地の欄に必ず記入すること。
		日立市鮎川町3丁目9番地 茨城県立多賀高等学校	
		行方郡潮来町延方甲3025番地 茨城県立潮来高等学校	
		土浦市真鍋町1039番地 土浦第一女子高等学校	
		下館市下中山590番地 茨城県立下館第一高等学校	
		古河市旭町2055番地 茨城県立古河第一高等学校	

4 試 験 科 目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄 養 学
- (4) 食 品 学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

5 提 出 書 類

- (1) 受験願書、調理業務従事証明書、受験票(茨城県調理師法施行細則様式第3号) 1部
- (2) 戸籍抄本又は住民票の抄本(ただし、婚姻等の理由により卒業証明書等が現在の姓と異なる場合は、戸籍抄本とする。) 1部
- (3) 卒業証明書又は卒業証書の写し(卒業証書の写しの場合は、原本も持参すること。) 1部
- (4) 写真(脱帽、上半身正面向で最近3か月以内に撮影したものを受験願書の所定の欄にちよう付すること。) 1葉
- (5) 手数料1,000円(茨城県収入証紙を願書にちよう付し、消印はしないこと。)

(6) 返信用封筒(受験者の住所、氏名を明記し、郵便切手20円相当額をちよう付すること。)

1通

6 そ の 他

- (1) 茨城県調理師法施行細則様式第3号の用紙は、最寄の保健所又は調理師会において配布する。
- (2) 試験合格後、受験願書及び関係書類に虚偽の事実を記載したことが判明した場合は、その合格を取り消すことがある。

●都市計画の図書の縦覧

笠間都市計画公園(2, 2, 1 石井児童公園の追加)の変更に伴い、笠間市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨 城 県 庁

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎牛久都市計画公園(出し山第一児童公園外3公園)の追加に伴い、竜ヶ崎市長から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨 城 県 庁

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年5月28日に完了したことを公告する。

昭和48年6月25日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事の完了した施行地区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字西泉田字海道向1437番地の2, 1437番地の6

2 事業主の住所及び氏名

大坂市北区堂島浜通1丁目25番地の1

旭化成工業株式会社

取締役社長 宮 崎 輝

正	誤
---	---

昭和48年4月1日付茨城県報号外(2)及び昭和48年4月1日付茨城県報号外(19)中に次のとおり誤りがあつたので訂正する。

発 行 年 月 日	県 番 号	報 号	ページ	行	正	誤
48. 4. 1	号外(2)	33	上	25	1 月につき	1 年につき
48. 4. 1	号外(19)	2	7		「河川とは」	「河川をは」
		〃	12		別 表	別 紙
		〃	13		別 表	別 紙
		〃	14		別 表	別 紙
		〃	流水占用料の表中(2)		許可使用水量	許可使用数量
		4	23 広告板及び看板類の(2)		幅50センチメートル以上	幅30センチメートル以上
		〃	〃		410 350 180	410 350
		〃	23 広告板及び看板類のその他のもの		その 他の もの (5) 幅50センチメートル未満 (6) 幅50センチメートル未満	その 他の もの (5) 幅50センチメートル未満 (6) 幅50センチメートル未満
		5	表(乙の1)の3		又は放水口	又は族水口
		6	表(乙の1)の備考の3の2行目		最大取水量（最大取水量に86,400秒	最大取水量に86,400秒
		〃	表(乙の1)の備考の3の3行目		最大取水量及び1日最大取水量)	最大取水量及び（日最大取水量)
		〃	表(乙の1)の備考の4の(4)		占用丈量図	占用大量図
		7	表(1)水利使用許可標識の5		許 可 者	許 可 書
		8	(2)その他の許可標識の備考の下		様式第3号(表)中	様式第3号表中
		9	別表 1 占用料の8地下埋設物類の(2)		8センチメートル以上15センチメートル	8センチメートル以上1.5センチメートル
		9～10	別表 1 占用料の9～10ページにかけ2の8地下埋設物類		10 10 20 20 50 30 90 60 180 120	10 10 20 20 50 30 90 60 180 120

ガス管及び水管の埋設物については100分の50の額とする。

ガス管及び水管の埋設物については100分の50の額とする。

10	別表 1 占用料 の 9 地下施設類	平方メ ートル	340	平方メ ートル	340
10	別表 1 占用料 の14漁業施設類 の(2)活漁場	〃	230 150 100	〃	150
10	17 広告板及び 看板類のその 他のもの(5)	〃	1,130 900 530	〃	
12	7	第3条の表備考中		第3号の表備考中	
12	12	局を含む。)		局含む。)	
〃	別表 1 占用料 2 鉄塔類	610	3脚以上のも のに限る。	610	
〃	別表 1 占用料 4 鉱工業施設	〃	平方メ ートル 110	〃	平方メ ートル 100
13~14	別表 1 占用料 20 広告板及び看 板類	20 広告板及び看板類 他の物件に添加す るもの	高さ6メ ートル未 満 高さ6メ ートル以 上	20 広告板及び看板類 他の物件に添加す るもの	高さ6メ ートル未 満 高さ6メ ートル以 上

県政の総覧 ―― 県民の六法

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所